

高知県工業団地開発関連事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県工業団地開発関連事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 補助金は、県と市町村とが企業を誘致する目的で別途締結する共同開発に関する協定に基づいて行う開発事業（以下「共同開発」という。）において、市町村が負担する関連事業（以下「関連事業」という。）の事業費に対し補助することにより、県内における工業団地等の用地整備を促進し、企業立地を円滑に進めることを目的とする。

(補助対象事業)

第3条 知事は、別表第1に掲げる事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 市町村長は、関連事業の経費について、国等から交付される補助金等の助成措置を積極的に活用しなければならない。

(補助率及び補助対象経費)

第4条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、各年度の補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 市町村長は、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業に着手する前に、別記第1号様式による補助金交付申請書に關係書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、知事が特にやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定及び通知)

第6条 知事は、前条の補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、当該市町村長に通知するものとする。

(補助の条件)

第7条 補助金の交付の目的を達成するため、市町村長は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 補助事業の内容、経費の配分等の変更をする場合は、事前に別記第2号様式による変更承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。ただし、次に掲げるい

ずれかに該当し、かつ、各年度の補助対象経費の30パーセント以内の減額である場合については、この限りでない。

ア 新たな工種の追加又は工種の廃止でないもの

イ 主な工法又は構造物に変更がないもの

(2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第3号様式による中止（廃止）承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。

(3) 各年度の補助事業が当該年度内に完了しない場合は、別記第4号様式による補助金繰越承認申請書に関係書類を添えて提出して知事の承認を受けなければならないこと。

(4) 補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

(5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿類（帳簿又は経費の状況が分かる書類を含む。）並びに当該収入及び支出についての証拠書類を備え、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。

(6) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理しなければならないこと。

(7) 補助事業により取得した財産について、その一部に国が交付する補助金等が含まれている場合は、国の補助金等の処分の制限と同じ期間内に、これ以外の場合は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供するときは、事前に知事の承認を受けなければならないこと。

(8) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

(9) 事業の実施にあたっては別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取り扱いに準じて行わなければならないこと。

(10) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認めて指示した事項

（概算払）

第8条 市町村長は、補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第5号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第9条 規則第11条第1項の実績報告書の様式は、別記第6号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 市町村長は、補助事業が翌年度にわたるときは、当該年度の3月31日までに別記第7号様式の補助金年度終了実績報告書を知事に提出しなければならない。

3 市町村長は、第7条第3号の規定により補助金繰越承認を受けた補助事業が完了したときは、別記第8号様式の補助金繰越事業実績報告書を、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに関係書類を添えて、

知事に提出しなければならない。

(グリーン購入)

第 10 条 市町村長は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めなければならない。

(県内発注)

第 11 条 市町村長は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。

(情報の開示)

第 12 条 補助事業及び市町村に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 3 月 19 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 11 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条第 5 号から第 8 号まで及び第 10 号並びに第 12 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 17 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 10 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 5 月 15 日から施行する。

別表第1（第3条、第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率及び補助金額
<p>次に掲げる関連事業であって市町村が行う新設及び改良工事</p> <p>1 道路整備事業 共同開発事業計画地に密接に関連する市町村道その他の道路</p> <p>2 用排水施設整備事業 共同開発事業計画地に密接に関連する用水路又は排水路、洪水調整池等（利水機能の池を含む。）</p> <p>3 公園・緑地整備事業 共同開発事業計画地に密接に関連する公園、緑地等（防災広場を含む。）</p> <p>4 その他の事業 1 から3 までに掲げる事業のほか、共同開発事業計画地に密接に関連する施設であって知事が特に必要があると認めたもの</p>	<p>本工事費、用地費及び補償費、測量及び試験費（調査、測量及び試験に要する費用）であって、地方債の利子償還額（償還予定分を含む）及び国等から交付される補助金等を除き市町村が負担することとなる費用</p>	<p>2分の1以内</p> <p>ただし、これによりがたい場合には、知事が必要と認める額とする。</p>

別表第2（第7条関係）

<p>1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。</p> <p>2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。</p> <p>3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。</p> <p>4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。</p> <p>5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。</p> <p>6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。</p> <p>7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他</p>
--

財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。

8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。

9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。

10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第5条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事

様

市町村長

高知県工業団地開発関連事業費補助金交付申請書

高知県工業団地開発関連事業費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり高知県工業団地開発関連事業費補助金の交付を関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 事業の目的 共同開発に関する協定書に基づいて行う関連事業を実施するため
- 3 事業実施計画書（別紙1）
- 4 収支予算書（別紙2）
- 5 添付書類
 - （1）補助対象区域の工事設計書
（注）県に委託して事業を実施する場合は、添付は不要です。
 - （2）（1）に掲げる書類のほか、参考となるべき資料

高知県知事

様

市町村長

高知県工業団地開発関連事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました高知県工業団地開発関連事業費補助金について、事業計画を下記のとおり変更したいので、高知県工業団地開発関連事業費補助金交付要綱第7条第1号の規定により申請します。

記

1 変更の内容及び理由

2 変更申請額	金	円（A）
既交付決定額	金	円（B）
差引き増減額	金	円（C = A - B）

3 事業変更計画書（別紙3）

4 収支予算書（別紙2）

5 添付書類

（1）補助対象区域の工事変更設計書

（注）県に委託して事業を実施している場合は、添付は不要です。

（2）（1）に掲げる書類のほか、参考となるべき資料

高知県知事

様

市町村長

高知県工業団地開発関連事業費補助金補助事業中止（廃止）
承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました
高知県工業団地開発関連事業費補助金に係る事業を下記のとおり中止（廃止）したいので、
高知県工業団地開発関連事業費補助金交付要綱第7条第2号の規定により申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止（廃止）予定年月日

3 添付書類

当該中止（廃止）に関し参考となるべき資料

第4号様式（第7条関係）

第 号
令和 年 月 日

高知県知事

様

市町村長

高知県工業団地開発関連事業費補助金繰越承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました高知県工業団地開発関連事業費補助金のうち令和 年度事業について、年度内に完成させることが困難になりましたので、翌年度に繰り越して事業を実施したく、高知県工業団地開発関連事業費補助金交付要綱第7条第3号の規定により申請します。

記

- 1 繰越内容及び理由
- 2 繰越事業実施計画書（別紙4）
- 3 事業完了予定年月日

高知県知事 様

市町村長

高知県工業団地開発関連事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました高知県工業団地開発関連事業費補助金について、高知県工業団地開発関連事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により下記のとおり請求します。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 既交付額 | 金 | 円 |
| 3 | 今回請求額 | 金 | 円 |
| 4 | 残額 | 金 | 円 |

5 添付書類

当該請求に関し参考となるべき資料

高知県知事

様

市町村長

高知県工業団地開発関連事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で交付の決定通知がありました
高知県工業団地開発関連事業費補助金に係る事業を完了しましたので、高知県工業団地開発
関連事業費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告
します。

記

- 1 事業実績額 金 円
（補助金交付決定額 金 円）
 - 2 事業実績調書（別紙 5）
 - 3 収支決算書（見込み）（別紙 6）
 - 4 添付書類
 - （1）契約書の写し（委託又は工事請負の場合）
 - （2）検査調書の写し
 - （3）工事出来高設計書
 - （4）工程写真及び完成写真
 - （5）（1）から（4）までに掲げるもののほか、参考となるべき資料
- （注）県に委託して事業を実施した場合は、添付は不要です。

高知県知事

様

市町村長

高知県工業団地開発関連事業費補助金年度終了実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました高知県工業団地開発関連事業費補助金の令和 年度の年度終了実績について、高知県工業団地開発関連事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 年度終了事業実績調書（別紙7）
 - 2 添付書類
 - （1）契約書の写し（委託又は工事請負の場合）
 - （2）工事出来高設計書
 - （3）工程写真
 - （4）（1）から（3）に掲げるもののほか参考となるべき資料
- （注）県に委託して事業を実施した場合は、添付は不要です。

高知県知事

様

市町村長

高知県工業団地開発関連事業費補助金繰越事業実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定通知がありました高知県工業団地開発関連事業費補助金のうち、令和 年 月 日付け で繰越承認のありました事業の実績について、高知県工業団地開発関連事業費補助金交付要綱第 9 条第 3 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 繰越事業実績調書（別紙 8）

2 添付書類

（1）契約書の写し（委託又は工事請負の場合）

（2）工事出来高設計書

（3）工程写真及び完成写真

（4）（1）から（3）に掲げるもののほか参考となるべき資料

（注）県に委託して事業を実施した場合は、添付は不要です。